

下越薬剤師会の e-STock を用いた不動産売買の流れ

日付	1 日から	10 日まで	20 日頃
出品店	①いつでも不動産の出品（登録）		
	③不動産の注文が届く（メールあり） ④販売処理（書類）	⑥売買成立不動産と書類を下越薬剤師会に	
購入店	②不動産購入依頼の開始	⑤「不動産販売処理完了のご連絡」メール	⑨不動産と証憑書類が届く
支援センター			⑦支援センターで不動産の点検・照合 ⑧不動産と書類を購入店にお届け・発送

令和6年度不動産医薬品売買支援事業

1. 売買率

使用期限等の内容	令和6年度	
	買取	販売
使用期限が1年以上あるもの	50%	70%
使用期限が6ヶ月以上1年未満のもの	40%	50%
使用期限が3ヶ月以上6ヶ月未満のもの	20%	30%
使用期限が2ヶ月あるもの	20%	30%
使用期限が1ヶ月あるもの	20%	30%
使用期限が当月（セール月）のもの	買取不可	販売不可

2. 販売医薬品の制限

売買がスムーズに行われるよう下記の点に留意し、備考欄に医薬品の状態を明記してください。

- 不動産リストを作成する際、販売済の医薬品は必ず削除して下さい。
また、販売できなかった医薬品の数量を再度確認し、使用期限が切れた医薬品を削除後、不動産リストを送信して下さい。
- 備考欄に明記していただきたい事項
 - ① 分包品(2.5g/包・5g/本・シップ〇枚/袋等々) か、バラ品か。
 - ② 錠剤・カプセルは規格が14T・ウイークリートしかないものでも、10T(C)以外の規格の把握が困難なため、10T(C)以外は備考欄に記入してください。
 - ③ 使用期限が不明の場合はメーカーに確認し、その旨備考欄に記入して下さい。
- ・ 冷所保存の医薬品はクール便もしくは、持込んだ時点でお申し出願います。
- ・ 外箱を捨てビニール袋に移し変える場合は、使用期限・ロットの部分は切り取り薬につけてください。

薬価収載品目以外の医薬品は買取り不可です。

購入先から変色等のクレームがあった場合は返品となります。

- ◎ヒートをばらして分包した錠剤などは、購入希望者があれば買取りの対象となりますので、その旨備考欄に記入し、不動産リストに載せてください。

※旧包装品の取り扱いについて

備考欄に「旧包装品」等、上記の記入が無い場合配達後にキャンセルになった場合は医薬品をお返しします。

また、備考欄に記入があるにも関わらず購入された場合は、返品不可といたします。

売買期間……5月から9月、11月から翌年3月

(10月の仮決算後と4月本決算後は事務処理の都合でお休みです)